

## 京都奏和の「約束事」

この「約束事」は、京都奏和高校に集う生徒一人一人が、自分を大切に、他者を大切にしながら、かけがえのない高校生活を楽しく、希望と喜びに満ちたものとして送るために定めたものです。

他者を大切にするとは、すなわち自分自身を大切にすることにつながります。

学校生活における約束事は、卒業後の社会における約束事に通じるものです。

- 自分自身はもちろん、すべての人の生命や安全を尊重する。
- 自分の人権が大切にされなければならないように、他者の人権も大切にする。
- 自分が安心して学習できなければならないように、他者の学習権も大切にする。

### 1. 通学について

落ち着いた学校生活を送れるよう、安全に気を配って通学しましょう。

#### (1) 登校・下校

- ① 登校は余裕をもって、授業開始までに教室に入る。
- ② 定められた完全下校の時刻を守り、下校後はすみやかに帰宅する。
- ③ 特別な事情がない限り、欠席ならびに遅刻、早退をしないようにする。
- ④ 事情があって欠席や遅刻をするときは担任または教職員に連絡をする。  
また、早退する場合についても担任または教職員に伝えてから帰宅する。
- ⑤ 登下校時に学校周辺の住民の方々に迷惑をかける行為はしない。

#### (2) 自転車通学

自転車通学を希望する生徒は、入学式の日配布される指定の用紙で申請して許可が必要です。また、万一の事故等に備え、任意保険に必ず加入してください。

- ① 学校敷地内では乗車しないこと。正門から駐輪場までは、自転車を押して歩くこと。
- ② 乗ってきた自転車は定められた場所に整然と駐輪し、必ず施錠する等、各自で管理すること。学校は破損・盗難などの責任を負えない。

※令和5年4月より、ヘルメット着用は努力義務、令和8年4月より、自転車の違反に交通反則通告制度(青切符)が導入されます。自転車通学の許可を受けた生徒は、交通法規を守り、事故防止に努め、安全な運転を心掛けること。

## 2. 学校生活について

学校は多くの生徒が集う大切な「学習の場」であり「生活の場」でもあります。  
学校での活動にふさわしい身だしなみをするとともに、自分自身のためだけでなく  
他の生徒にとってもよい環境を整えるよう心掛け、互いの人権を尊重して  
学校生活を送りましょう。

### (1) 身だしなみ

- ① 制服は定めていないが、学校は学習の場であることを自覚し、登下校時も含め、学習活動にふさわしい服装・身だしなみをする。
  - ② 標準服を着用するときは、改造(スカート丈等)や着崩しなどをせずに着用する。
  - ③ 校舎内では、必ず学校指定の上履きを履く。
- ※ 身だしなみについて特に事情がある場合は、必ず相談する。

#### 《標準服》

|                               |                                                                                               |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| ブレザー                          | ・季節、気温に合わせて、 <sup>きそく</sup> 着衣してください                                                          |
| ズボン                           | ・自分の <sup>うしろ</sup> 背丈にあったサイズを腰の位置で履きましょう                                                     |
| スカート                          | ・自分の背丈にあったサイズを履きましょう<br>・スカート丈は <sup>ひざ</sup> 膝中心程度の丈になるようにしましょう                              |
| シャツ                           | ・襟のある白色のシャツを選んで着ましょう<br>・季節、気温にあわせて、長そでシャツや半そでポロシャツなどを選んで着ましょう<br>・シャツの裾は、ズボンやスカートの中に入れてみましょう |
| セーター<br>ベスト                   | ・派手にならないよう、黒、紺、茶、グレーなど落ち着いた色を選びましょう<br>・派手な柄やデザインのものは避け、無地に近いものを選びましょう                        |
| パーカー<br><sup>ぼうかんぐ</sup> 防寒具等 | ・登下校の防寒用としてブレザーの上に着用しましょう<br>・ブレザーの下にパーカーを着るのはやめましょう                                          |
| ネクタイ<br>リボン                   | ・式典時は原則として、着用しましょう<br>(気温、湿度などに気を付け、体調を考え取り外してください)                                           |
| 靴                             | ・スニーカー、革靴などを履いて登校してきてください                                                                     |

服装の移行期間は設けていません。季節や気温に合わせてブレザーやベストの着用を判断してください

#### 《私服》

|                                   |                                                                                                                                      |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| トップス<br>シャツ・ジャケット<br>カットソー・セーターなど | ・標準服に準じて、学習の場にふさわしい落ち着いたものを選びましょう<br>・ノースリーブ、タンクトップなど <sup>はだ</sup> 肌の露出が多いものは控えましょう<br>(カーディガンやジャケットなど、 <sup>は</sup> 羽織るものを持参しましょう) |
| ボトムス<br>ズボン・スカートなど                | ・標準服に準じて、学習の場にふさわしい落ち着いたものを選びましょう<br>・標準服に準じて、 <sup>ひざ</sup> 膝丈より短いショートパンツなどは控えましょう<br>・スニーカー、革靴などを履いて登校してきてください                     |

## (2)授業

- ① 授業は学校生活の大半を占める大切なもので、自分自身の学習環境のみならず他の生徒の学習環境についても尊重する。
- ② 他の生徒の学習の妨げになるようなことや授業そのものを妨げるようなことはしない。  
また、学習に必要な物を持ち込まない。

## (3)登校後の外出

- ① 登校後は、安全の確保を最優先した生活を心掛け、全授業が終了するまで許可なく校外へは出ない。
- ② やむを得ない事情で外出をするときは、必ず担任または教職員の許可を受ける。

## (4)学校施設・設備の使用

- ① 学校の施設・設備は皆が使用するものであり、大切に使用する。  
※ 故意の落書きやいたずら、悪質な行為により施設・設備を汚損・損壊した場合には実費弁償を請求する場合がある。
- ② 校内に掲示・貼り紙・陳列などをする場合は、学校生活部で事前に許可を得る。
- ③ 図書館の使用については、別途定める「図書館利用規程」を守る。
- ④ 本校の生徒ではない友人・知人などを学校及び学校周辺に呼ばない。

## (5)考查について

考查の受験に関しては、別途定める「定期考查の受験について」を守ること。

## (6)スマートフォンなど

- ① 授業中にスマートフォンなどは使用しない。着信音等の音が出ないようにする。  
イヤフォン・ヘッドフォン等も同様に着用しない。
- ② SNSに関しては、インターネット上において他者を誹謗中傷する、自他に関わらず個人情報や安易に公開する、撮影した写真や動画を無許可・無責任に投稿するなどの行為はせず、マナーを守って利用する。

## (7)いじめ

自分にそのつもりがなくても、相手は「いじめられた」と感じる場合もあるため、そのような行為をすることがないように常に考えて、皆が安心して学校生活を送れるように心がける。

### (8)暴力・傷害・窃盗・喫煙・飲酒・薬物乱用等、違法行為について

- ① 相手の人権を無視した行為は決して許されない。次のような違法行為は決して行ってはいけない。

|                                 |                                 |
|---------------------------------|---------------------------------|
| <input type="radio"/> 暴力をふるう    | <input type="radio"/> 相手に傷を負わせる |
| <input type="radio"/> 他者の所有物を盗む | <input type="radio"/> 盗撮行為をする 等 |

- ② 喫煙は健康を著しく害することが明らかとなっており、特に成長期の身体には有害であることから20歳未満の喫煙は法律で禁じられている。
- ③ 飲酒についても、成長期の身体には有害であることから、20歳未満の飲酒は法律で禁じられている。
- ④ 違法薬物の乱用は法律に反することはもちろん、人格を破壊してしまう危険性があり自分の周囲や社会にも悪影響をもたらす。絶対に使用することのないよう、薬物には近づかない、関わらない等、普段から注意する。

### 3. 各種証明書について

本校の生徒であること、また高校生であることを証明する生徒証明書は、他者に渡ったときには悪用される可能性があります。

そのことをしっかり認識して、紛失等することのないように大切に扱いましょう。

また、学校では在学証明書をはじめとする各種の証明書類を発行します。

#### (1)生徒証

- ① 生徒証は常に携帯する。
- ② 紛失したときは、すみやかに担任に連絡し、学校生活部で再発行(有料)の手続きをする。

#### (2)証明書類の発行

在学証明書などの各種証明書類の発行を希望する場合は、所定の申込書に必要事項を記入して、前日までに教務部に申し込む。

#### 4. 二輪車及び四輪車について

本校では、運転免許取得、二輪車・四輪車での通学は認めていません。

ただし、特別な事情があつて運転免許の取得が必要な場合(例えば、卒業後の就職に際して運転免許の取得を求められている場合など)は、必ず学校に相談をする。

#### 5. アルバイトについて

本校では、原則アルバイトを認めていません。

学校生活を送ることに困りを抱える生徒が、学校生活を共に送る中で、自己を認識し、他を認め合い、互いを高め合いながら、社会でいきいきと自分らしく生きていくための力と考え方を身に着けることを目指しています。まずは、学校生活を送ることを優先し、力をつけましょう。

#### 6. 指導について

校内はもちろん、校外においても本校生徒としての良識を持ち、節度のある行動を心掛けましょう。

全校生徒が安心して学べる環境を維持するため、教育上必要があると認められた場合に限って「京都市立京都奏和高等学校規則」にのっとり、懲戒することがある。